

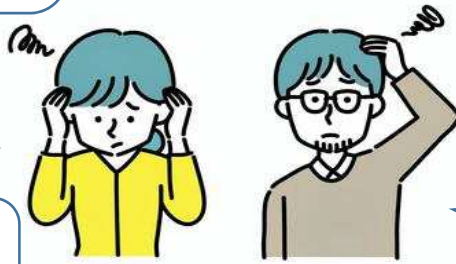
# コロナ特例貸付の返済にお困りの方へ ～返済時期を遅らせる猶予（ゆうよ）の方法があります～

生活が苦しいので  
他の借金の返済を  
遅らせてもらっている

水道・電気・ガス代が  
払えない

病気になって  
しまった

仕事がなかなか  
見つからない



収入が減って  
返済が苦しい

たとえば、次のような事情で緊急小口資金等の返済に  
お困りではありませんか？

- ✓ 災害にあってしまった
  - ✓ 仕事で働けない
  - ✓ 仕事をなくしてしまった
  - ✓ 他の借金も返済を遅らせている
  - ✓ 収入が低くて生活が苦しい
  - ✓ DV（家庭内暴力）から逃げている
  - ✓ 多重債務がある
  - ✓ 公共料金をずっと滞納している
- 返済時期を遅らせること（<sup>ゆうよ</sup>猶予）ができる場合があります

毎月の返済額を減らす方法もあります

まずはお気軽にご相談ください

## 返済に関する具体的なご相談はこちら



北海道社会福祉協議会 コロナ特例事務センター

0120-540-085（平日9:00-18:00、土日祝除く）

## 生活にお困りの場合のご相談はこちら



市町村社会福祉協議会

生活困窮者自立相談支援機関（各市、各振興局（町村に対応）ごとに設置）

## その他制度に関するお問合せはこちら



（厚生労働省）生活福祉資金貸付相談コールセンター

0120-46-1999（平日9:00-17:00、土日祝除く）